令和6年度総務・地方財政、 財務係関係予算のポイント

令和5年12月 小 澤 主 計 官

目 次

I. 令和6年度総務省予算のポイント・・・・・ 1

Ⅱ. 令和6年度財務省関係予算のポイント・・・ 19

この資料における計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において 合計と一致しないものがある。

令和6年度総務省予算のポイント

- 〇 マイナンバーカード: 市区町村におけるマイナンバーカードの申請·交付体制整備等を引き続き支援。
- 〇 情報通信: Beyond 5G(6G)や量子分野・サイバーセキュリティ分野における研究開発等を推進。さらに、「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、光ファイバや5G基地局などの地方整備を支援。
- 〇 地方自治: 自治体DXを推進するとともに、地方の活性化に資する施策を引き続き実施。
- 〇 消防庁:大規模災害への国の対応力強化のため、緊急消防援助隊を充実強化。

総務省予算(地方交付税交付金等、恩給関係費を除く)内訳

(単位:億円)

							令和 5 当初予			5年度 予算額	対前年度 増減額
_			般		会	計	3,	7 3 6	3,	5 3 8	▲198
	人			件		費		6 1 8		636	+18
	マ周	イナ 期	ンバー 統 計		ド関係 係 経	経費、 費 等		786		5 7 3	▲213
	そ		の	他	経	費	2,	3 3 2	2,	3 2 9	▲3
		情	報		通	信	1,	2 3 1	1,	229	▲2
		地	方		自	治		7 8 4		7 8 4	+0
		統	計	調	査	等		173		173	▲ 1
		消		防		庁		98		9 9	+0
		大	臣		官	房		4 5		4 5	▲0
復	. 興 :	持会	(復興特	別交	付税を	除く)		4		3	▲ 1

- 注1:このほか、デジタル庁にシステム関係予算(デジタル庁に一括して計上されている情報システム経費のうち、総 務省へ移替を行った上で執行する予算) 90億円(令和5年度90億円)を計上している。
- 注2:「地方交付税交付金等」は、主要経費別分類における「地方交付税交付金」及び「地方特例交付金」を指す。
- 注3:「マイナンバーカード関係経費、周期統計関係経費等」は、マイナンバーカードの発行や申請・交付体制等の整備等に要する経費のほか、周期統計関係経費(経済センサス経費等)など、法令の規定等により、その施策に要する経費が一時的に計上される予算を指す(いわゆる「特殊要因」)。令和5年度当初予算額786億円は土台修正後(▲54億円)の金額。
- 注4:「情報通信」は、国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、サイバーセキュリティ統括官及び総合通信局 等を指す。
- 注5:「地方自治」は、自治行政局、自治財政局、自治税務局及び自治大学校を指す。
- 注6:「統計調査等」は、行政管理局、行政評価局、統計局、政策統括官(統計制度担当)、管区行政評価局及び公害等 調整委員会を指す。
- 注7:計数は、精査の結果異動が生じることがある。

1. マイナンバーカード

マイナンバーカードの発行、申請・交付体制の整備

令和5年度 令和6年度 507.1 億円 454.3 億円

4年度②補正予算 5年度補正予算

64.7億円

601.5 億円

マイナンバーカードの発行事務及び市区町村におけるマイナンバーカードの申請・交付体制整 備や申請サポートの実施等を引き続き支援。

2. 情報通信

① 国際競争力の強化やサイバーセキュリティの確保 に向けた研究開発等の推進

O Beyond 5 G (6 G) の実現に向けた研究開発

令和5年度 令和6年度

150.0 億円 ⇒ 159.4 億円

4年度②補正予算

5年度補正予算

662.0 億円

20.0 億円

25.8億円

190.0 億円

10.0 億円

⇒ 12.0億円

○ 量子インターネット実現に向けた研究開発

○ 政府端末情報を活用したサイバーセキュリティ 情報の収集・分析

4年度②補正予算

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) における基礎的・基盤的な研究開発

286.8 億円 ⇒ 300.1 億円

次世代情報通信インフラ Beyond 5 G (6 G) や量子分野、サイバーセキュリティ分野におけ る研究開発等を引き続き推進。

② 地方のデジタル基盤整備の推進

令和5年度 令和6年度

高度無線環境整備推進事業(光ファイバ整備)

42.0 億円 ⇒ 45.0億円

4年度②補正予算 5年度補正予算

28.4 億円

20.1 億円

携帯電話等エリア整備事業(5G基地局整備)

18.0 億円 ⇒ 23.0 億円

4年度②補正予算 5年度補正予算

10.0 億円

39.2 億円

〇 電波遮へい対策事業

⇒ 10.0億円 4.0 億円

「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、日本のどの地域でも高速・大容量の情報通信を享受 できるようにするため、また離島や山間地、トンネル内部などでも携帯電話等を利用可能とする ため、条件不利地域等における光ファイバや5G基地局の整備を引き続き支援。

3. 地方自治

令和5年度 令和6年度

自治体DXの推進

4.7億円 ⇒ 4.6億円

5 年度補正予算 5, 173. 3 億円(※)

自治体DX推進計画の改訂や、デジタル人材確保に向けた取組み、新たな自治体情報セキュリティ対策の在り方についての調査研究を実施。また、自治体の標準化対象情報システム(20事務)について、標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、標準仕様や必要な工程等をまとめた手順書を改訂するとともに、自治体における進捗状況の把握・助言を実施。

(※) 令和5年度補正予算において、

- ・ 自治体情報システムの標準準拠システムへの円滑な移行を図るため、移行計画策定などの 準備経費やシステム移行に要する経費を補助対象とし、デジタル基盤改革支援補助金 5,163.1 億円を計上。
- ・ マイナンバーカードを活用した住民との接点の多様化やそのための環境整備などを通じて、住民の利便性向上と窓口業務等の改善を図る総合的なフロントヤード改革モデルの構築や、横展開促進のための総合的な改革のノウハウ提供等に向けた調査研究を実施するため、自治体フロントヤード改革支援事業 10.2 億円を計上。

② 地域おこし協力隊の推進

情報発信の強化などによる応募者数の増加や、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の拡充による隊員・自治体等へのサポートの充実を図ることなどにより、地域おこし協力隊の取組みを強化し、都市から地方への人材還流を推進する。

4. 消防庁

令和5年度 令和6年度 緊急消防援助隊の装備の充実 49.9 億円 ⇒ 49.9 億円

緊急消防援助隊は、消防庁長官が全国の消防本部の中から部隊を登録しており、大規模・特殊災害発生時に被災地の消防機関のみでは対処が困難な場合、緊急消防援助隊が消防・救助活動等の応援を行う。

大規模災害等に対する国の対応力を強化するため、緊急消防援助隊が使用する消防車両等 の整備を支援し、消防力の充実強化を推進。

マイナンバーカードの発行、申請・交付体制の整備

:454.3億円 令和6年度予算額(案)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)がマイナンバーカードを安定的に発行できる環境を構築するとともに、市区町村が マイナンバーカードを住民に対して円滑に交付できる環境を構築する。

〇マイナンバーカード交付事業費補助金

費(J-LISが構築するシステムに関する経費を除く。)につい J-LISにおけるマイナンバーカードの発行事務に必要な経 て、総務大臣がJ-LISに対して補助金を交付。

- 個人番号通知書等の作成及び発送
- レイナンベーカードの作成
- マイナンバーカード交付通知書の作成
- 個人番号通知書及びマイナンバーカードに係る住民から

の間の古くの対応

栅

送付

〇マイナンバーカード交付事務費補助金

市区町村におけるマイナンバーカードの交付事務に必要 な経費について、総務大臣が市区町村に対して補助金を

- マイナンバーカードの交付(更新及び電子証明書の発行・ 更新を含む。)
- 出張申請受付方式及び申請サポート方式等の実施
- 臨時交付窓口の設置
- マイナンバーカードの申請書、交付通知書等の作成及び
- 照会回答書の印刷及び郵送

舭

(参考) マイナンバーカード







カードの利用例

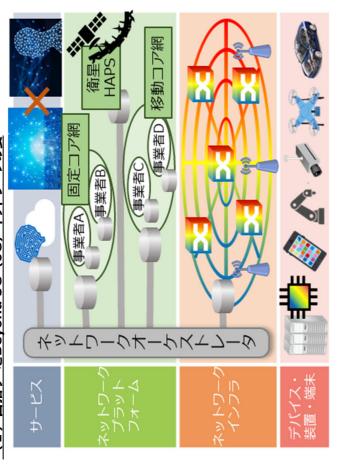
- **ノ電子証明書を使って、全国のコンビニ** が
 前写真付きの本人確認書類として で住民票の写し等を受け取り
- イ社会保障・税などの手続において添付 書類が不要に

革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業

- 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G(6G)について、国際競争力の強化や経済 安全保障の確保を図るため、我が国発の技術を確立し、社会実装や海外展開を目指す。
- 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の情報通信研究開発基金を活用し、Beyond 5G (6G)の重点 技術等について、民間企業や大学等による研究開発を支援する。

※電波利用料財源による予算については、電波の有効利用に資する技術の研究開発に充てる。

(1) 目指すべきBeyond 5G (6G) ネットワークの姿



Beyond 5G (6G) の実現に求められる性能・技術の確立や社会動向・国内外の情勢を 踏まえ、以下のプログラムに基づき、革新的な情報通信技術に係る研究開発を推進 (2) 事業の概要

①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム

我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開に向け、一定期間内に TRL※1を一定の水準※2に到達させることを目指す研究開発

②要素技術・シーズ創出型プログラム

プロジェクトの開始時点でTRL $1 \sim 3$ に該当する技術であって、社会実装まで一定の期間を 要し、中長期的視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発

電波有効利用研究開発プログラム

電波法第103条の2第4項第3号に規定する電波の有効利用に資する技術の研究開発

※1 TRL: Technology Readiness Level (技術成熟度) ※2 4年以内にTRLが概ね6、5年以内にTRLが概ね7など

(3) 事業のスキーム

企業、大学等 助成/委託 情報通信研究開発基金 補助金

徭務省

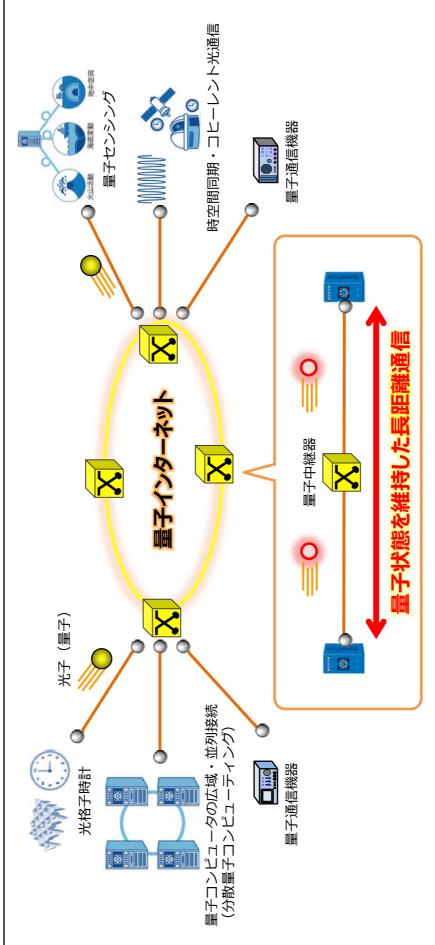
NICT (情報通信研究開発基金)

/委託を実施 NICTの基金により、同機関から民間企業・大学等へ助成/ (事業主体) (事業スキーム) 計画年度)

(令和5年度予算額 15,000百万円(電波利用料財源)、令和5年度補正予算額 19,000百万円) 令和6年度予算額(案) 15,939百万円(うち電波利用料財源15,000百万円)

量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発

▶ 将来の量子コンピュータの大規模化や量子暗号通信の高度化に向けて、量子状態を維持し安定した 長距離量子通信を実現するための研究開発を実施。

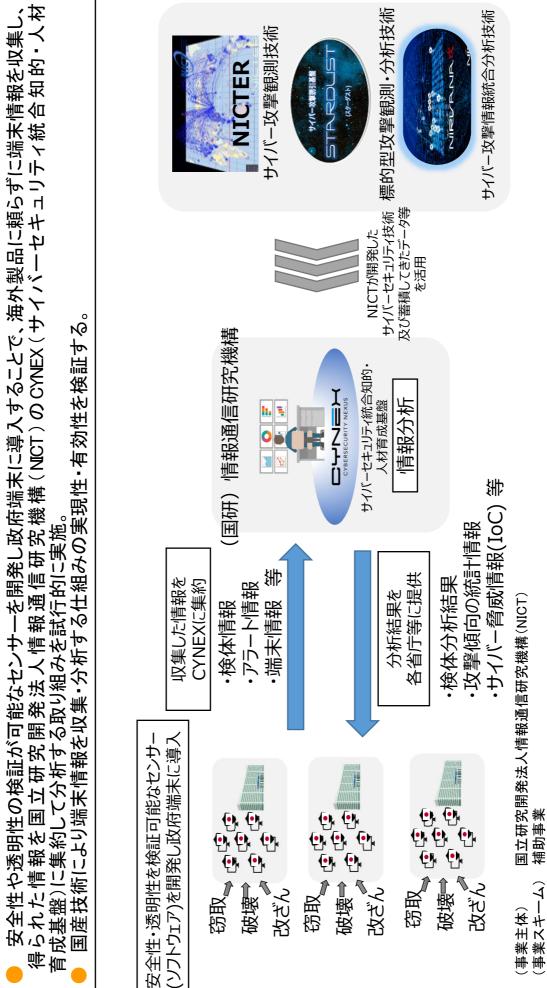


大学、国立研究開発法人、民間企業(通信事業者、ベンダ)等 研究開発(委託) 令和5年度~令和9年度 (事業スキーム) 事業主体)

(計画年度)

令和6年度予算額(案) 1,200百万円 (令和5年度予算額 2,580百万円)

政府端末情報を活用したサイバーセキュリティ情報の収集・分析に係る実証事業



令和6年度予算額(案) 1,000百万円

機器購入費、環境構築費、運営費 定額補助 令和4年度~令和7年度

(補助率) (計画年度)

事業スキーム)

補助対象)

無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

業者等が高 電気通信事 速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。 5G-IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、

部を補助する。 •また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一

直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者 事業主体:

1

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯) 拉蒙地域:

補助対象: 7 PH

伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

自治体の場合)

令和6年度予算額(案):45.0 億円

令和5年度予算額:42.0億円 令和5年度補正予算額:20.1億円

第3セクター・民間事業者の場合)

□ 1 1 5 H *【副職

* 光ファイバ等の維持管理補助は、 収支赤字の1/2(令和7年度まで)

3セク・民間 国(※2)(※3) 4/5 離鳥

(※2) 海底ケーブルの敷設 を伴わない新規整備の (※3) 高度化を伴う更新を 行う場合、1/2 場合、2/3

> (※1)財政力指数0.5以上の自治体は 国庫補助率1/3 ョ 1 ∕ 2 【その他の条件不利地域】 田 ※1

3セク・民間 その他の条件不利地域】 H

スマートモビリティ スマートホーム コワーキング 教育の1 観光して 地域の拠点的地点 (クロージャ 高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路) 通信アル イメージ図

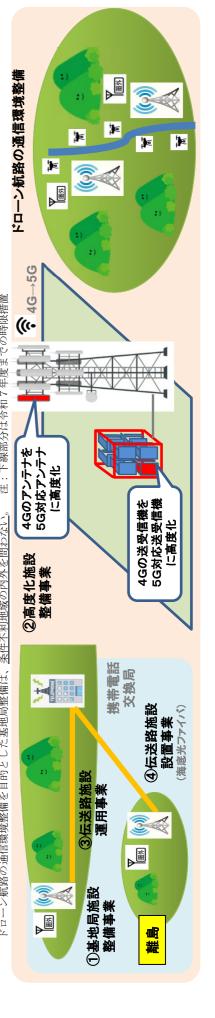
* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

携帯電話等エリア整備事業(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

国がそれら 半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が5G基地局等を整備する場合に、 羅쀈、 (過蘇哲) 地理的に条件不利な地域 の整備費用の一部を補助。

(近)	施策の概要			H 01.2	1740十分,发展(米) 76,000	2, 200日ハロ 、ホル3年及『昇蝦 令和5年度補正予算額	平台 1,730日/J口 予算額 3,923百万P
\vdash	事業名	事業内容	事業主体			力率	
	基地局施設 整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助 ※既エリア化地域も整備対する情勢を	地方公共 団体/ 無線通信	事業主体:地方公共団体 [1社整備の場合] 国※2 1/2 ※9・不耐地体の1社整備は1/9	都道府県 市町村※3 1/5 3/10	【複数社整備の場合】 都遺 市町村※3 国※2 府県 1/5 2/3 2/15 世界) 離自地情の1社戦備や3/5 指数社職借け3/1	都道 市町村※3 府9 1/5 1/5 1/5 1/5 1/5 1/5 1/5 1/5
 	高度化施設 整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度 化無線通信を行うため、5G等の携 帯電話の基地局を設置する場合	# ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(************************************	************************************	50.7で 福田 20.00 1 LE IM 13 事業者等 34 【複数社共同整備等の場合】 国※2	
		の整備費を補助 <u>自動運転区間分含む</u>		1/2 ※4:基地局施設	1/2 1/2 1/2 1/2	2/3 は、財政力指数0.5以下の市町村	1/3
	伝送路施設	圏外解消又は高度化無線通信を 行うため、携帯電話等の基地局開	無線通信事業者/	【圈外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整	‡以上】 1 社整備の場合】	【醫外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社	帯未満】 複数社共同整備等の場合】
	運用事業	設に必要な伝送路を整備する場合 の運用費を補助	- アリング事業 オリング事業 者等 ※1	国 ^{※2} 1/2	無線通信事業者等 1/2	国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3
	伝送路施設	圏外解消のため、携帯電話等の基 地局間鉛に必亜た伝送路を設置	地方公共		国 3/4※5	離島市町村 1/4	
	設置事業	での別ないできない。またいである場合の整備費を補助	田谷	※5:財政力指	財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村(全部離島)が設 資府県・離島以外市町村の場合は1/2。東京都の場合は1/3	※5:財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村(全部離島)が設置する場合は4/5、 道麻県・離島以外市町丼の場合は1/2、東京都の場合は1/3	ろ場合は4/5、

本事業において、インファンェアリンク事業者等とは、目らは携帯電話サービスを行わす、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンアナなどを共用(インファシェアリング)して 携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者(インフラシェアリング事業者)及び<u>同インフランェアリング事業者との連携主体(</u>無線通信事業者を除く)を指す。 ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の<u>補助率は3/4。</u> ドローン航路の通信環境整備を目的とした基地局整備は、<u>条件不利地域の内外を問わない。</u> 注:下線部分は合和 7年度までの時限措置



電波遮へい対策事業(電波法第103条の2第4項第11号に規定する事務)

⟨ú . る場に 電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備す 国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

一般社団法人等、地方公共団体(都道府県)※1 事業主体: 1

※1 一般社団法人等が実施する電波遮へい対策事業に参画する場合に限る。

対象地域: 鉄道トンネル、道路トンネル※2 ※2 高速、国直轄道、緊急輸送道路 補助対象:移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等) イウェ

負担割合:(一般社団法人等が事業主体の場合

【鉄道トンネル※3】

【緊急輸送道路の道路トンネル※4】 【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

1,000百万円

令和6年度予算額(案)

〇所要経費(一般会計)

399百万円

令和5年度予算額

一般社団法人等 1/3 H

一般社団法人等

※4 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が 管理する緊急輸送道路

直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

1/2

베

一般社団法人等

鉄道事業 者 1/6

H

ო Ж

一般社団法人等 【緊急輸送道路の道路トンネル※4】 **地公体** 1/6 1 1 3

無線設備電源設備 光ファイバ 携带基地局 mmi 電波が遮へい (地方公共団体が事業主体の場合) 8 <光基地局方式> 【鉄道トンネル】 ナ イメージ図:

交換局

無線設備 電源設備 Щ ပ 交換局 電波が進へい Ω 【道路トンネル】 く吹込み方式>

注:無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

自治体DXの推進施策等に関する調査検討(自治体DX推進計画等の改定等)

:36百万円 (令和5年度予算額:36百万円) 令和6年度予算額(案)

抜粋く 〈経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

「総務省は、**推進計画**※42**に基づき、**デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点(「フロント」)の改革※43など、**行 財政の効率化等につながるデジタル化の取組**※44**を推進**する。」※42「自治体デジタル・トランスフォーメーション(Dx)推進計画[第2.0版]」(令和4年9月2日総務省策定)

※43 オンライン申請の推進・強化や多様な窓口の実現など。※44 自治体マイナポイントの効果的な活用を含む。

○ 「デジタル・ガバメント実行計画」策定(令和2年12月)以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、 参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し(計画期間:令和3年1月~令和8年3月)

自治体におけるDXの推進体制の構築

- ② デジタル人材の確保・育成 ① 組織体制の整備
- ④ 都道府県による市区町村支援 計画的な取組

■重点取組事項(自治体の業務システムの改革)

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
- 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード(住民と自治体の接点)
- 自治体情報システムの標準化・共通化 (7)
- ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 \odot
- ④ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ テレワークの推進 自治体のAI・RPAの利用推進、 (D)

■ 自治体 DXの取組とあわせて取り組むべき事項 ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化、② デジタルデバイド対策、③ デジタル原則に基づく規制の点検・見直し

(2021.7.7策定)

■自治体DX全体手順書 (2023.1.20改定)

- ステップ3: DXの取組の実行 ステップ0:認識共有・機運醸成 ステップ1:全体方針の決定 · DXを推進に必要と想定される一連の手順を0~3ステップで整理 ステップ2:推進体制の整備
- 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書(2023.9.29改定)
 - 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す

自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書(2023.1.20改定)

・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す

自治体DX推進参考事例集(2023. 4.28改定)

・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・ 育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のテジタル化に係る参考事例集(2021.12.28策定、

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポ イント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

令和6年度予算額 (案)の概要

※ 地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会 (座長:武蔵大学・庄司教授)

- 令和 6 年度においては、自治体情報システムの標準化・共通化の目標年限である令和 7 年度まで残り 2 年を切ることなどから、国 の最新の動向を迅速に自治体に共有し、また、自治体の現場における課題やニーズを踏まえた施策を適切に講じることで、自治体の 取組を強力かつ丁寧に支援する必要
- ①国の最新の動向を踏まえて「自治体DX推進計画」等を改定するため、適宜、検討会(※)を開催 \uparrow
- 自治体の現場における課題やニーズを把握した上で、DXの取組を推進するために必要な施策について検討 (7)

地域DXの推進に係る地方公共団体のデジタル人材確保支援事業

令和6年度予算額(案):81百万円 (令和5年度予算額:81百万円)

背馬·課題 高號·課題

- 地方公共団体におけるDXの推進が喫緊の課題となる中、官民でデジタル人材の需給が逼迫している現状を踏 まえ、都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保や育成を推進するため、令和5年度に地方財 政措置を創設。
- ロジェクトマネジメントの助言等の支援」であり、こうした支援を行う人材の確保に向けた取組を促進するため、総務 ○ 人材確保の観点から市町村支援に取り組む都道府県が増えているが、その形態はアドバイザー等によるスポット 的な支援が主となっている。市町村の希望は、散発的な助言に留まらない「より業務に踏み込んだ改善提案やプ 省が都道府県に対して伴走型支援を行う。

事業の概要

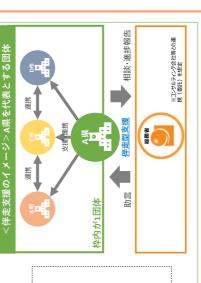
都道府県等における確保に向けた取組への伴走型支援

- 総務省が、デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等(数団体を想定)に対し、伴走型支援を実施
- ※ 実際の募集・任用は、支援自治体が新たな地財措置等を活用して自ら実施

く主な助言内容のイメージ〉

- ① DXの進捗・課題等を踏まえた、必要な専門スキル・役割の洗い出し
- ② 人材の募集方法 (他自治体の例、募集広告の記載方法 等
- デジタル人材の受入に向けた環境整備(組織体制、任用形態、報酬、勤務環境

微



全国ブロック説明会

全国7ブロックにおける説明会を実施し、デジタル人材の確保・育成に向けた取組を横展開

自治体における情報システムの標準化に要する経費

令和6年度予算額(案):266百万円 令和5年度予算額:276百万円)

令和7年度までに、ガバメント ラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する標準化・共通化を推進。 住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、原則全ての自治体が、 D

自治体情報システム標準化・共通化の推進

- 自治体に対して標準 化基準に適合した情報システムの利用を義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。(令和3年 自治体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、 法律第40号 A
- 標準化P 令和7年度までに、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することができるよう、 の改定や必要な工程等をまとめた手順書の改定を行うとともに、自治体における進捗状況の把握・助言

264**百万円** 調査研究委託(住民記録システム、税務システム、選挙人名簿管理システム) 2 百万円

説明会等のための旅費

その他経費として、現地視察、

(令和3年年法律第40号) く参考>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

(国の措置等)

- 2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システム 情報の提供その他の措置を講ずるものとする。 の標準化のために必要な助言、

く参考> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定) 抄

- ・「基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である2025 年度(令和7年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ 円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、必要な支援を積極的に実施する。」
- 総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書について、当該手順書に沿って先進的に取り組んでいる地方公共団体の取組事例を 調査し、より前倒しでの取組が可能となるよう2023 年(令和 5 年)夏を目途に改定を行う。あわせて、当該手順書を踏まえ、各地方公共団体が、標準準拠システム へ移行の取組をより円滑に前倒しして実施できるよう、PMO ツールこよる個別自治体の進捗管理の徹底や人材派遣を通じて、関係省庁・都道府県とも連携し市区町 付における移行支援を強化する。

地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進

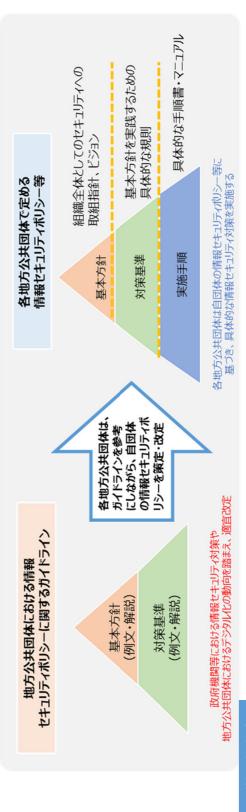
令和6年度予算額(案):74百万円 (令和5年度予算額:74百万円)

地方公共団体の業務システムの標準化・共通化やサイバー攻撃の高度化・巧妙化を踏まえ、新たな自治体情報セキュリ ティ対策の在り方について調査研究を行う。

新たなセキュリティ対策の調査研究が必要な理由

総務省では、地方公共団体の情報セキュリティ対策を支援するため、セキュリティ対策の指針として「地方公共団体における 青報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、策定後も、政府機関等における情報セキュリティ対策や地方公共団 体におけるデジタル化の動向等を踏まえながら、適宜ガイドラインの改定を実施してきた。

度化・巧妙化しているサイバー攻撃への対応を可能とするため、最新のセキュリティ関連技術の動向や地方公共団体の実態の 地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえたガバメントクラウドの利活用や、新しい住民サービスの提供、高 調査を行い、最適なネットワーク構成となるような自治体情報セキュリティ対策の在り方について検討を実施する。



関係閣議決定文書

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 (令和5年6月9日閣議決定)

しい住民サービスの迅速な提供等を可能にするため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を継続的に見直す。 具体的には、現行のいわゆる「三層の対策」について、地方公共団体の意見も聞きながら、抜本的な見直しを行うとともに、将来的には、政府 特に、地方公共団体のセキュリティについては、ガバメントクラウドやSaaS等のクラウドサービスの利活用、職員の効率的な働き方の実現、新 情報システムと歩調を合わせつつ、ゼロトラストアーキテクチャの考えに基づくネットワーク構成に対応するよう検討を行う。

地域おこし協力隊の推進に要する経費

令和6年度予算額(案):248百万円 (令和5年度予算額:208百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和4年度は6,447人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げてい (デジタル田園都市国家構想総合戦略) 10
 - 、アンアル田圏即中国の個形が終ロ戦略)。 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし 協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等
 - 1のチのマズルの場合 を提供する。 (本) 併せて、<u>事前参加</u> 型オンラインイベント を実施すること等によ り、事業実施効果の
 - STILL STATE OF STATE

■戦略的な広報の実施

向上を図る。

- (新規) インターネット広告やホームページ、SNS等 による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的 に実施し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行 う。
- ■課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化・(延ろ)令和5年度から実施している「地域おこし協力 隊アドバイザー派遣事業」を拡充し、課題を抱えて いる自治体に対する伴走支援を強化する。

隊員活動期間中

任期後

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を 実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する る隊員間のつながりを強化し、任期終 了後にも頼れる知己を得る場として 「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。

制すが対域の人が関係を

促進!

・定任

お業



■起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの **落き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。**
- ■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進
- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、情報収集・発信、隊員やOBOGの活動支援等に取り組む。
- ・各地域における協力隊OB・OGネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

緊急消防援助隊設備整備費補助金

概數

大規模災害や特殊災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊設備の整備促進のため、必要となる経費の一部を補助

根拠法令

·消防組織法 第49条第2項

()の条項は全て消防組織法

+

K

重

#

6

쌢

盘

聮

竖

浜

頔

致

(無4条紙の屋)

(紙4条紙の屋)

岷

F

Æ

客急消防援助隊の出動

緊急の協合の市田村長への高援出動等の指置の状め(第44条第4項)

都道府県知事

5の応援等の要 4・5項)

被災市町村の河(第44条第一)

第6条第2項 緊急消防援助隊に関する政令

補助対象設備 3

- 紪 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車
- 航空機及び消防艇
- 檙 救助用資機材、救急用資機材
- 舭 消防救急デジタル無線設備

出動の措置の指示 消防庁長官の指示に基づく 他の都道府県知事 応援出動等の措置の求め 消防庁長官の求めに応じた 消防ポンプ自動車 た規模・特殊災害時の出動の指示 (第44条第5項) 別途府県知事の要請を受けた又は緊急の場合の応援 要請を待たない消防庁長官による消防の応援等の指 置の求め(第44条第1・2項) 大規模・特殊災害時の出動の指示 (第44条第5項) 消防庁長

(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 I -B型)

補助事業の対象者

4

都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)

※ 緊急消防援助隊登録団体に限る

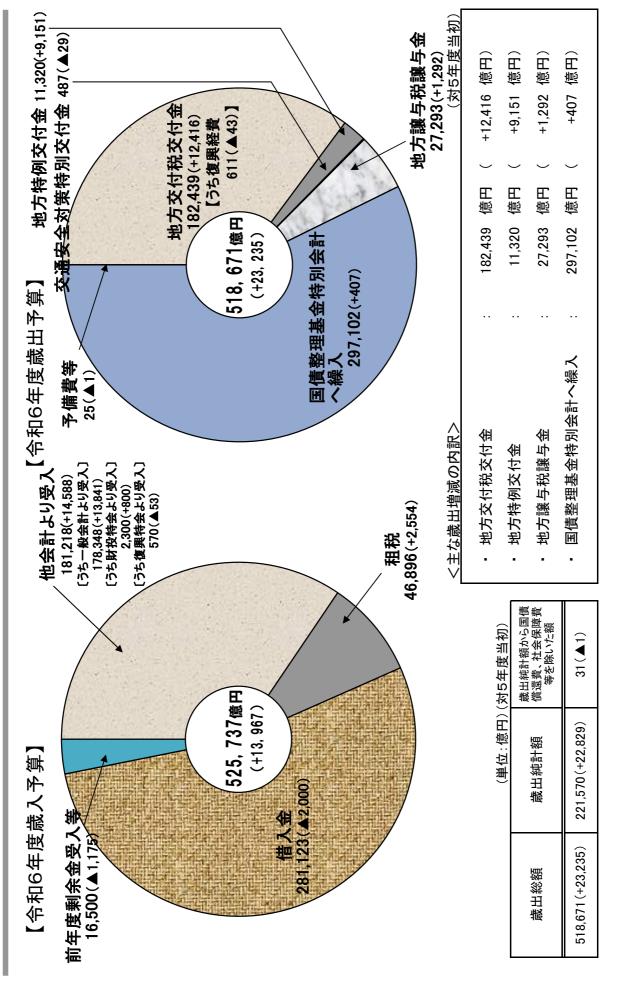
補助率 S

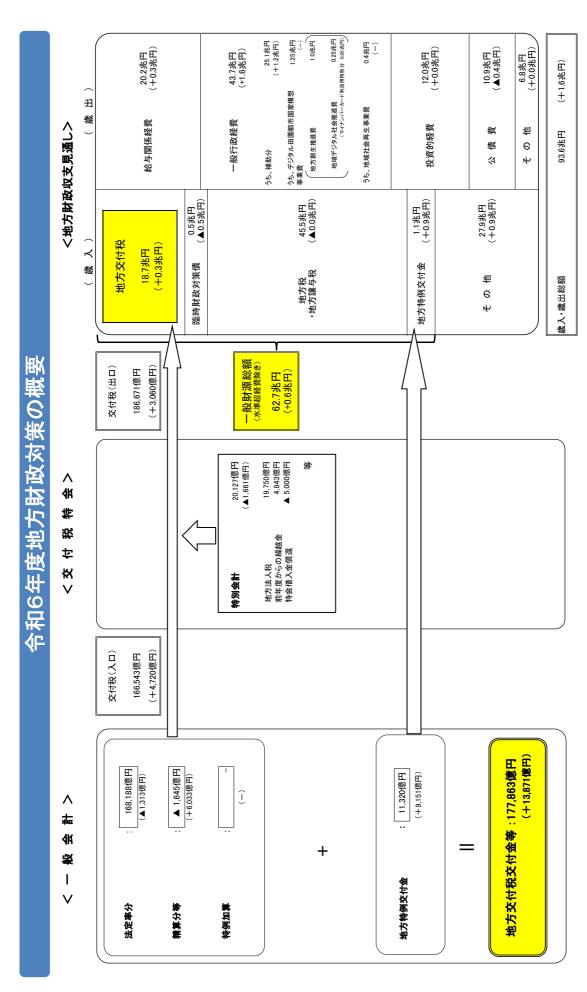
予算額 ဖ

9億円) (令和5年度予算額49. 9億円 . თ 4 令和6年度予算額



交付税及び譲与税配付金特別会計





(注) ()内は対前年度当初増減。計数は四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

財務省関係予算のポイント

令和6年度予算編成の基本的な考え方

不正薬物等への対応を含む水際取締りの厳格化や「農林水産物・食品の輸出拡 大実行戦略」に適切に対処するため、

- 税関における体制整備
- ・日本産酒類の海外販路拡大や認知度向上に向けた取組などの輸出促進施策 等の予算を計上。

(単位:億円)

項目	令和5年度	令和6年度	5'→ 6'増減
財務省関係	<9, 990>	<9, 796>	<▲194 (▲1. 9%) >
(行政経費)	8, 902	8, 683	▲219 (▲2. 5%)

(注) < >の金額には、デジタル庁への一括計上分が含まれている。

◆ 予算のポイント

1 税関における水際取締強化への対応

一不正薬物、鉄砲、テロ関連物資等のいわゆる社会悪物品等の水際取締りの厳格化と迅速な 通関を確保するため、取締・検査機器等の整備を図る。

〇 税関治安対策経費

令和5年度

令和6年度

122.0 億円

122.3 億円

※ 令和5年度補正予算において、円滑かつ厳格な税関体制の整備経費(20.0億円)を計上。

2 酒類業振興関係予算

一「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、日本産酒類の輸出拡大を図るため、 海外販路の拡大及び認知度向上に向けた取組などの輸出促進施策等を実施する。

		令和 5 年度		令和6年度
0	日本産酒類の競争力強化・海	14.6億円	\Rightarrow	14.6億円
	外展開推進事業費			
0	清酒製造業近代化事業費	6.2億円	\Rightarrow	6.2億円
0	酒類総合研究所運営費交付金	9.7億円	\Rightarrow	9.7億円
	計	30.5 億円	\Rightarrow	30.5 億円

※ 令和5年度補正予算において、日本産酒類輸出促進事業(10.5億円)、日本産酒類の輸出拡大や地方の成長のための酒類総合研究所の機能強化(3.5億円)を計上。

令和6年度 地震再保険特別会計予算概算の概要

(計数は各々単位未満四捨五入)

(5'当初予算額) 6'概算額 (伸率)

歳 入 (1,090 億円) 1,133 億円 地 震 再 保 険 特 別 会 計 歳 出 (1,090 億円) 1,133 億円

【概要】

地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間損害保険会社が負う地震 保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない 巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行う。

(主な歳入)

再保険料収	入	825 億円	(2.8 %)
雑 収	入	309 億円	(7.4 %)
(主な歳出)				
再保険	費	1,132 億円	(4.0 %)
事務取扱	費	1 億円	(Δ	2.6 %)
人 件 費		79 百万円	(Δ	2.3 %)
そ の 他	<u>1</u>	8 百万円	(Δ	4.8 %)

(注) 1回の地震等による総支払保険金の上限は、12.0兆円である。 (そのうち、政府の支払保険責任額は、11兆6,586億円)

<参考>積立金の残高

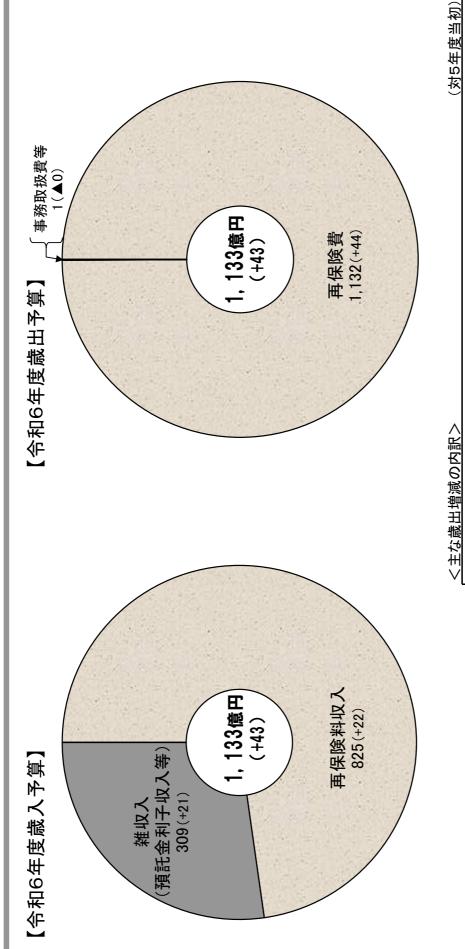
令和6年度末(予定)

1兆9,801億円

積立金は、巨大地震発生時の「再保険金並びに借入金の償還金及び利子に 充てるために必要な金額」を積み立てているもの。

官民共同の保険である地震保険制度の安定的な運営のため、一時的に保険料の配分を変更し、近年の地震災害により減少した民間危険準備金残高の回復を図ることとしている。

地震再保険特別会計



(注)計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

歳出純計額から国債 償還費、社会保障費 等を除いた額

歲出純計額

歲出総額

(単位:億円)(対5年度当初)

1,133(+43)

1,133(+43)

1,133(+43)

・ 契約件数の増加等による再保険料収入の増加等に伴う再保険費の増(+44億円)

令和6年度 財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)予算概算の概要

(計数は各々単位未満四捨五入)

(5'当初予算額) 6'概 算 額 (伸 率)

財政投融資特別会計
<財政融資資金勘定>

歳 入 23 兆 9,016 億円) 入 25 兆 8,969 億円 (8.3 %)

歳 出 (23 兆 9,016 億円) 25 兆 8,969 億円 (8.3 %)

【概要】

財政投融資計画の一環として、財投債で調達した資金等を原資に、国の特別会計や地方公共 団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して貸付けを財政融資資金より実施しており、この 財政融資資金の運用に関する経理を行う。

(主な歳入)

資金運用収入	9,517 億円	(21.2 %)
公 債 金	10 兆円	(Δ	16.7 %)
財政融資資金より受入	14 兆 8,566 億円	(37.1 %)
積立金より受入	337 億円	(Δ	86.6 %)
ナ√キ 111 /			

(主な歳出)

財政融資資	登金へ繰入	10 兆円	(Δ	16.7 %)
事 務 取	扱 費	73 億円	(21.6 %)
人 件	費	3,730 百万円	(Δ	0.4 %)
そ の	他	3,603 百万円	(57.6 %)
諸 支	出 金	4,356 億円	(70.4 %)
国債整理基	金特別会計へ繰入	15 兆 4,540 億円	(35.1 %)

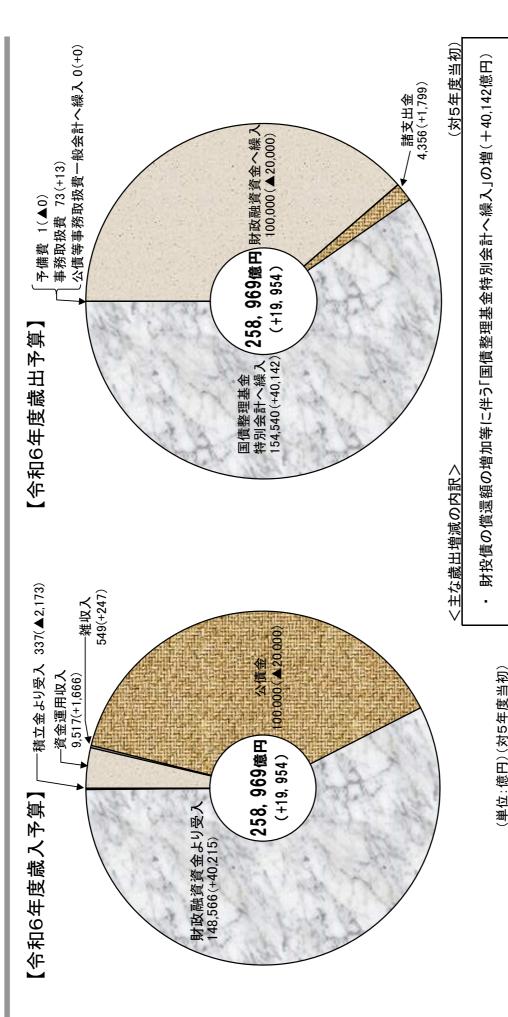
<参考> 積立金の残高

令和6年度末(予定)

8,484億円

積立金は、毎会計年度の剰余金(損益計算上の利益に相当)が生じた場合、将来生じうる損失に備えるために積み立てているもの。

財政投融資特別会計財政融資資金勘定



(注)計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

歳出純計額から国債 償還費、社会保障費 等を除いた額

歲出純計額

歲出総額

74(+13)

103,197 (\$\ld 18,142)

258,969 (+19,954)

令和6年度 国債整理基金特別会計予算概算の概要

(計数は各々単位未満四捨五入) (5'当初予算額) 6'概 算 額

歳 入^(239 兆 4,737 億円) (△ 6.0 %)

国債整理基金特別会計

歳 出 (239 兆 4,737 億円) (△ 6.0 %)

【概要】

一般会計又は特別会計からの繰入資金等を財源として公債、借入金等の償還及び利子等 の支払いを行う。

(主な歳入)

他会計より受入	88 兆	9,413 億円	(9.3 %)
うち東日本大震災復興 他 会 計 より 受 入		254 億円	(63.0 %)
うち脱炭素成長型経済構 造移行推進他会計より受 入		595 億円	(9,709.3 %)
公 債 金	135 兆	5,154 億円	(Δ	14.0 %)
うち 復 興 借 換 公 債 金	3 兆	1,640 億円	(Δ	4.9 %)
うち脱炭素成長型経済構 造移行借換公債金		8,508 億円	(Δ	22.9 %)
(主な歳出)				
国 債 整 理 支 出	220 兆	8,616 億円	(Δ	5.9 %)
復 興 債 整 理 支 出	3 兆	3,640 億円	(Δ	5.2 %)
脱炭素成長型経済構 造移行債整理支出		9,133 億円	(Δ	17.3 %)

(注) 公債金は、復興債借換分等を除き、60年償還ルールに基づいて計算される借換債発行額を計上。

<参考> 基金の残高

令和6年度末(予定)

3兆45億円

基金残高は、翌年度以降の国債償還等に充てるため、全額令和7年度の歳 入に繰り入れられるもの。

国債整理基金特別会計

